

令和5年2月号(第59号)

事務局だより

令和5年2月 25 日発行

1月末現在会員数 男性 394名 女性 220名 合計 614名

公益社団法人 羽村市シルバー人材センター

〒205-0014 羽村市羽東2-3-1

電話 042-554-5131(代)

FAX 042-555-8714

E-mail hamura@sjc.ne.jp

ホームページ<https://webc.sjc.ne.jp/hamura/>

道路交通法が改正され、自転車利用時にヘルメットを着用することが努力義務になります (令和5年4月1日~)

改正内容:ヘルメット着用努力義務対象が13歳未満の子どものみから全世代に拡大されました。

自転車に乗るときは”命を守る乗車用ヘルメット”を積極的にかぶりましょう。



交通ルールを守って正しく自転車を利用しましょう

都内シルバー人材センターの令和3年度発生傷害事故のうち約3分の1が就業途上における自転車の事故でした。当センターでも自転車に関する事故は残念ながら発生しています。もう一度自転車利用時の交通ルールを守って安全に利用しましょう。

【発生事故概要】

就業帰宅途上、自転車で一時停止の後に再び漕ぎ出そうとした際にふらついてしまい、道路左側の金網に接触し、そのまま右側に転倒して右膝を強打した。

自転車 安全利用の動画を公開しています

東京都シルバー人材センター連合のホームページで、自転車安全講習会の動画を公開しています。高齢者であるシルバー会員の実情に合わせて、実際の事故事例等を交えて、わかりやすく解説しています。
(解説:一般財団法人自転車普及協会)

【講義内容】 約13分間(普通画質で100MB)

- ・道路交通法における自転車の位置づけ
- ・交通事故に高齢者が関わる比率
- ・事故を起したら

※動画視聴には大量のデータ(パケット)通信を行うため、Wi-fi環境でのご利用を推奨します。



スマートフォンのカメラで読み取ってください。動画サイトに移動します。

『自転車保険』失効していませんか？

もう一度確認をしましょう

東京都内では、東京都条例により**自転車保険(自転車損害賠償保険等)への加入が義務化**されています。自転車を利用する方は、自転車利用中の対人賠償保険に備える保険等に加入する必要があります。

ご自身が自転車保険に加入しているか、契約期間が切れていないか、もう一度確認してください。センターでも自転車保険加入義務化に対応した一般財団法人 全日本交通安全協会「サイクル安心保険」のパンフレットを用意していますので、希望する方はお問い合わせください。



令和5年3月分 安全標語

『0災は 実行力が 大切です』

栄町地区 薬袋 善一

興味のある方はお電話
ください！
☎042-554-5131

求人情報

ホームページでも
公開しています！

就業場所	就業日	就業時間	募集人員	作業内容等
1 市内雑居ビル (小作台1-2)	月・木	9:00~10:00	1	共有部分の清掃作業
2 事業所 (神明台4-10)	週2~3日	9:00~16:00	1	屋内清掃及び食堂の準備 と片付け作業(女性希望)
3 松原内科医院 (羽東1-16)	週2~3日	13:00~15:00	1	院内内清掃作業 (女性希望)
4 小作台東会館 (小作台1丁目)	第1・第3水曜日	8:00~11:00	1	会館内清掃作業
5 富士みのりこども園 (五ノ神2-12)	週2日	15:00~16:30	1	ランチルーム・事務所の 清掃作業(女性希望)
6 羽村西小学校 (羽加美4丁目)	月~金 (隔週ローテーション)	17:00~19:00	1~	つなぎ管理作業 (ドア・窓の施錠の確認等)
7 栄小学校 (栄町2丁目)	月~金 (隔週ローテーション)	17:00~19:00	1~	つなぎ管理作業 (ドア・窓の施錠の確認等)
8 市内公園トイレ	月・水・金 (ローテーション就業)	8:30~15:00 (終了時間は前後することがあります)	1~	公園トイレ清掃作業
9 センター作業場	月~金	8:30~14:00	1	ベアリング組立作業 (内職作業)
10 市内小中学校	月~金 (ローテーション就業)	7:00~15:00	1~	学校施設清掃業務 (労働者派遣)

急募

急募

急募

除草班 大募集！ 興味のある方は事務局までお問い合わせください

除草作業は、春に向けて、仕事の依頼が増えることが予想されます。そこで除草作業ができる方を募集しています！

主な作業内容

草取り(家庭・会社敷地・駐車場・市内公園等)
落ち葉掃き、農作業の手伝い等

- ①複数人の班体制で作業をするので、未経験の方でも大丈夫です。
- ②見学をしていただき、ご希望の場合はすぐにでも就業が可能です。

除草作業 1ヵ月収入例

1日7時間、
月10日就業の場合
約80,500円



太陽の下で体を動かすのは
健康にも良いですよ！

スマートフォン教室の講師にチャレンジしてみませんか。

当センターでは、令和4年度、国が実施する「デジタル活用支援推進事業」を活用し、「初心者向けスマートフォン教室」を開講しました。令和5年度も、このデジタル活用支援推進事業を申請し、採択された際は、「初心者向けスマートフォン教室」を開講する予定です。

デジタル活用支援推進事業では、スマートフォン教室の講師育成プログラムが充実しております、スマートフォン操作技能に関する研修はもちろん、ビジネスマナーに関する研修もありますので、人に教えることが好きな方であれば、スマートフォン未経験でも心配ありません。

現在、スマートフォン教室の講師として活躍している会員の皆さん(4名)も講師未経験でしたが、講師育成プログラムを経て、活躍しています。今後、スマートフォン教室事業を拡大していくにあたり、講師希望者を大募集中です。

少しでも興味のある方は、ぜひ事務局までご連絡ください。

